

お取引様各位

「広告商品の消費税を含む総額表示」について

株式会社 浜松中日サービスセンター
 浜松市南区飯田町 742
 TEL053-466-0547
 FAX053-466-0560

拝啓 立春の候、貴社ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

さて、消費税転嫁対策特別措置法による特例期間が2021年3月31日で終了し、**2021年4月1日より商品価格について、消費税を含む総額表示が義務化されます。**4月1日以降に出稿される広告商品において価格表示が含まれる場合は、「総額表示された広告商品」の納品をお願いします。

下記表示例を参考の上、総額表示にご注意くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬白

記

【価格の表示は消費税を含む総額表示】

2021年4月1日より、商品の価格は消費税を含む総額表示とする必要があり、税抜価格のみを表示するものは認められなくなります。

税込総額表示(可) ○

①個々で表示する場合

11,000 円

11,000 円(税込)

11,000 円(税抜価格 10,000 円)

11,000 円(税抜価格 10,000 円, 消費税額等 1,000 円)

10,000 円(税込 11,000 円)

②一括表示の場合

当店の価格は全て税込み総額表示となっています

税抜価格のみを表示するもの(不可) ✕

①個々で表示する場合

●●●円(税抜価格)

●●●円(税別)

●●●円(本体価格)

●●●円+税

●●●円+消費税

②一括表示の場合

当店の価格は全て税抜き表示となっています

【消費税に関連した広告表示等についてのもの】

消費税分を値引きする等の広告表示は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示」として禁止されています。

× 禁止される表示の例(折込不可)

- 消費税はいただきません。
- 消費税はサービス。
- 消費税増税分据え置いています。
- 消費税 10%分還元セール。
- 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。
- 消費税相当分のおまけを差し上げます。

◎国税庁 HP を参照下さい(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>)

※ 弊社に在庫されている折込広告がございましたら、表示内容次第で2021年4月1日以降折込ができなくなる可能性がありますので、御注意願ひます。

※ 上記の件についてご質問等ございましたら、弊社営業担当者へお問い合わせ下さい。

以上